

官報

号外 昭和四十四年五月九日

第六十一回 衆議院會議録 第三十五号

昭和四十四年五月九日(金曜日)

議事日程 第二十七号

昭和四十四年五月九日

午後二時開議

第一 宮内庁法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 宇宙開発事業団法案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

わが国における宇宙の開発及び利用の基本に関する決議案(小宮山重四郎君外三名提出)

米国の繊維品輸入制限に関する決議案(大久保武雄君外九名提出)

日程第一 宮内庁法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 宇宙開発事業団法案(内閣提出)

建設業法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

昭和四十四年五月九日 衆議院會議録第三十五号

午後二時八分開議

○副議長(小平久雄君) これより會議を開きます。

わが国における宇宙の開発及び利用の基本に関する決議案(小宮山重四郎君外三名提出)

(委員会審査省略要求案件)

○西岡武夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、小宮山重四郎君外三名提出、わが国における宇宙の開発及び利用の基本に関する決議案は、提出者の要求のとおり委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(小平久雄君) 西岡武夫君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

わが国における宇宙の開発及び利用の基本に関する決議案を議題といたします。

わが国における宇宙の開発及び利用の基本に関する決議案

昭和四十四年五月八日 提出者 小宮山重四郎 石川 次夫

わが国における宇宙の開発及び利用の基本に関する決議案 米国の繊維品輸入制限に関する決議案

佐々木良作 近江巳記夫
賛成者 天野 光晴 外二十名

わが国における宇宙の開発及び利用の基本に関する決議

わが国における地球上の大気圏の主要部分を越える宇宙に打ち上げられる物体及びその打上げ用ロケットの開発及び利用は、平和の目的に限り、學術の進歩、国民生活の向上及び人類社会の福祉を、進んで国際協力に資するためこれを行なうものとす。

右決議する。

○副議長(小平久雄君) 提出者の趣旨弁明を許します。小宮山重四郎君。

「小宮山重四郎君登壇」

○小宮山重四郎君 ただいま議題になりました自由民主党、日本社会党、民主社会党、公明党共同提案にかかるわが国における宇宙の開発及び利用の基本に関する決議案について、四党を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

わが国における宇宙の開発及び利用の基本に関する決議案

わが国における地球上の大気圏の主要部分を越える宇宙に打ち上げられる物体及びその打上げ用ロケットの開発及び利用は、平和の目的に限り、學術の進歩、国民生活の向上及び人類社会の福祉を、進んで国際協力に資するためこれを行なうものとす。

右決議する。

以上であります。

次に、この決議案の趣旨を御説明申し上げます。

米ソ両国をはじめとする先進諸国における宇宙の開発及び利用は、近年特に目ざましいものがあり、月着陸をめざす有人衛星をはじめ、気象観測、通信、航行、測地等の各種人工衛星の実用化が飛躍的に進展しつつあります。このような情勢にかんがみ、高度工業国としてのわが国においても、国の総力をあげて宇宙開発を強力かつ効率的に推進し、もつて新技術の開発及び科学技術水準の向上をはかることは申すまでもありません。

その際、わが国における宇宙の開発及び利用は、日本国憲法のもとにおいて平和の目的に限り、學術の進歩、国民生活の向上及び人類社会の福祉を、進んで国際協力に資する方針のもとに行なうことを基本とすべきものと考えます。このことは、わが国がさきに批准した宇宙条約の趣旨を生かすゆえんでもありますので、政府は、今後の宇宙の開発及び利用の推進にあたっては、この決議案の趣旨を体し、これを行なうべきであると考えます。

以上がこの決議案を提案する趣旨であります。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

米国の繊維品輸入制限に関する決議案(大久保武雄君外九名提出)

(委員会審査省略要求案件)

○西岡武夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、大久保武雄君外九名提出、米国の繊維品輸入制限に関する決議案は、提出者の要求のとおり委員会の審査を省略してこの際これを上程

昭和四十四年五月九日 衆議院會議録第三十五号

米国の繊維品輸入制限に関する決議案

九〇四

し、その審議を進められんことを望みます。
○副議長(小平久雄君) 西岡武夫君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。
よつて、日程は追加せられました。

米国の繊維品輸入制限に関する決議案を議題といたします。

米国の繊維品輸入制限に関する決議案
右の議案を提出する。

昭和四十四年五月八日

提出者

大久保武雄 宇野 宗佑
浦野 幸男 小宮山重四郎
藤井 勝志 武藤 嘉文
中村 重光 堀 昌雄
玉置 一徳 近江巳記夫
賛成者
天野 公義 外二十九名

米国の繊維品輸入制限に関する決議

最近、米国の繊維品の輸入制限への活発な動きを見せ、国際協定による輸出自主規制を各国に求める意図を明らかにしたが、これは、一貫して自由貿易主義を主張してきた米国の自ら世界の自由貿易体制に逆行する方策をとることになり、明らかにガットの精神に違反するものである。さらに、米国のかかる貿易制限的措置は、各国に自衛措置を余儀なくさせ、ひいては世界貿易の縮小をまねき国際協調をそこなうこととなる。また、米国の繊維産業は、生産、販売、雇用とも好調を続けており、この現状からも米国のとらんとする措置はその根拠に乏しくきわめて遺憾とするところである。

米国の新に輸入制限が実現すれば、わが国の対米繊維品輸出に重大な影響を及ぼし、構

造改善、設備近代化を推進しつつある中小企業を主体とするわが国繊維産業及び関連産業に深刻な打撃を与えることは必至である。
よつて政府は、米国の政府に対し、かかる輸入制限を企図せざるよう強く要請すべきである。

右決議する。

○副議長(小平久雄君) 提出者の趣旨弁明を許します。大久保武雄君。

〔大久保武雄君登壇〕

○大久保武雄君 たいだいま議題となりました米国の繊維品輸入制限に関する決議案につきまして、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党を代表し、提案の趣旨を御説明申し上げます。まず、案文を朗読いたします。

米国の繊維品輸入制限に関する決議案

最近、米国の繊維品の輸入制限への活発な動きを見せ、国際協定による輸出自主規制を各国に求める意図を明らかにしたが、これは、一貫して自由貿易主義を主張してきた米国の自ら世界の自由貿易体制に逆行する方策をとることになり、明らかにガットの精神に違反するものである。さらに、米国のかかる貿易制限的措置は、各国に自衛措置を余儀なくさせ、ひいては世界貿易の縮小をまねき国際協調をそこなうこととなる。また、米国の繊維産業は、生産、販売、雇用とも好調を続けており、この現状からも米国のとらんとする措置はその根拠に乏しくきわめて遺憾とするところである。

米国の新に輸入制限が実現すれば、わが国の対米繊維品輸出に重大な影響を及ぼし、構造改善、設備近代化を推進しつつある中小企業を主体とするわが国繊維産業及び関連産業に深刻な打撃を与えることは必至である。
よつて政府は、米国の政府に対し、かかる輸入制限を企図せざるよう強く要請すべきである。
右決議する。

以上であります。

今回の米国の繊維品輸入制限の問題は、本年二月、ニクソン米大統領が、全繊維品を対象として輸出国の自主規制を求めるため、主要国と協議を行なう旨の発言を行なったことに端を発したのであります。その後、スタンズ商務長官が全米繊維製造業者協会総会の席上、大統領の方針を実施に移す決意を明らかにしたのであります。が、同長官は、さらに本問題について、四月十一日より二十六日まで欧州諸国を歴訪して協議を重ね、五月十日、すなわち明日の夕刻には、本問題をひっさげて羽田に到着する予定となっている等、活発な動きを見せているのであります。もし、この米国の輸入制限が実現すれば、決議案中にありますがごとく、わが国関係業界に広範かつ深刻な打撃を与えるものでありまして、わが国としては、全力をあげてこれを阻止しなければなりません。以下、その理由のおもなるものを申し上げます。

第一に、ガット及び綿製品国際貿易に関する長期取りきめとの関係についてであります。

米国の、今回強引に、国際協定による繊維品の輸出の自主規制措置を各国に求めようとしていることは、まことに遺憾であり、一貫して自由貿易を主張してきた米国の、みずからその看板をおろして、世界の自由貿易体制に逆行する方策をとるものといわねばなりません。いわんや、残存輸入制限の撤廃、自動車産業の資本の自由化等、わが国が真剣に自由化努力をしているものに対してさえ門戸開放を強く迫りながら、みずからは繊維について貿易の門戸をかたく閉ざすということとは、貿易政策の上からも著しい矛盾であるといふべきであります。(拍手)

また、綿製品以外の化学繊維、毛等の繊維品についてまでも米国の輸出の自主規制を強要するということは、明らかに、自主規制を綿以外の他の繊維品に波及させないという綿製品長期取りきめの第一条件に違反することとなるのであります。綿製品の

自主規制を求めた取りきめ自身がガットの精神に反するといわれているのに、その協定の第一条にうたわれた、綿製品以外には波及させないという原則すら、これを破り捨てるといふことであつたならば、今後、自主規制の要求が電気製品等他の産業品種に波及しないという保障はなく、日米間の貿易は非常な混乱におちいるおそれなしといふのであります。

第二に、繊維品貿易制限をめぐる日米間の経済事情の相違についてであります。

今回、米国の制限の対象として考えているのは、化学繊維、毛、混紡製品等であり、その対米輸出額は、これら製品の総輸出額の約四分の一を占めており、綿製品がすでに規制されている今日、さらにこれらについて自主規制が行なわれれば、わが国の繊維品の輸出に深刻な影響を及ぼすことは明らかであります。

一方、米国内消費に占める輸入繊維品の比率は、昨年、綿、毛、化学繊維で約七％、合成繊維のみをとるならば、わずかに三％にすぎず、わが国からの輸入はそのまた何分の一かにすぎないのであります。このわずかなわが国の繊維品の輸入が、どうして米国の繊維産業を圧迫しているということになるのでしょうか。われわれはその理解に苦しむところでありまして、いわんや、米国の繊維産業は、近年かつてない繁栄を誇り、生産、販売、雇用とも順調な伸びを示しているという現実を見るならば、わが国の繊維品輸入が、米国の繊維産業の繁栄をそこなっているという論拠は何ら見当たらず、今回の米国のとらんとする政策にはひとしお深い矛盾を感じるものであります。(拍手)

第三に、わが国の繊維産業に及ぼす影響についてであります。

わが国の繊維産業は、すそ野の広い産業であり、中小企業、零細家内労働者を含めると、従業者百八十万、その家族を含めると、実に数百万人にものぼるものと考えられるのであります。

す。この繊維産業は、最近、労働者不足、賃金の上昇、発展途上国からの追い上げ等、これをめぐる内外の環境はきわめてきびしいものがあり、これに対処して構造改善、設備近代化を進めていることは御承知のとおりであります。かかる際に、米國から、自主規制の名のもとに輸入制限の一撃を受けましたならば、中小企業を主とするわが國の繊維産業及び関連産業は、合理化の途上において深刻な打撃をこうむることは必至であり、わが國の産業並びに社会の安定の上からもわれわれの憂慮にたえないところであります。(拍手)

以上申し上げましたような理由により、日米間の貿易の健全な発展を願われわれとしては、米國が現在とらうとしている繊維品に対する輸入制限の措置をすみやかに思いとどまるべきことを強く要望するとともに、政府が、本決議案の趣旨にのっとり、適切な措置をとられんことを期待して、本決議案を提出した次第であります。

何とぞ満場の御賛同をお願い申し上げて、提案の趣旨の説明といたす次第であります。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

この際、外務大臣及び通商産業大臣から発言を求められております。順次これを許します。外務大臣愛知揆一君。

〔國務大臣愛知揆一君登壇〕

○國務大臣(愛知揆一君) ただいまの御決議に對しまして、政府の所信を申し述べます。

米國による繊維品の貿易規制の動きにつきましましては、政府はこれまで、米國繊維産業の現状から見て、このような規制を要求する根拠に乏しい旨を指摘するとともに、かかる規制を行なうことは、世界の自由貿易体制に逆行するものとして、反対である旨を明らかにしてまいりました。

政府といたしましては、このような反対の意向を、米國政府に對し、種々の機会に繰り返し申し入れるとともに、繊維品輸出に関心を有するヨーロッパ及びアジアの諸國とも連絡をとりつつ、繊維品貿易の國際規制のごときが実現しないよう努力してまいった次第であります。今後とも、ただいまの御決議の趣旨を十分尊重いたしまして、御要望に沿うべく最善の努力をいたす所存でございます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 通商産業大臣大平正芳君。

〔國務大臣大平正芳君登壇〕

○國務大臣(大平正芳君) 米國の繊維品輸入制限の動きは、わが國の繊維産業にとりましてまことに重大かつ深刻な問題でございます。したがって、今日まで、政府といたしまして、その阻止のため多大の努力を払ってまいりましたが、ただいま議決されました御決議の趣旨を十分に尊重いたしまして、今後とも、なお一層の努力を傾けて、所期の目的を達成するようにいたしたいと考えております。(拍手)

日程第一 宮内庁法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○副議長(小平久雄君) 日程第一、宮内庁法の一部を改正する法律案を議題といたします。

宮内庁法の一部を改正する法律案

右

昭和四十四年二月十二日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

宮内庁法の一部を改正する法律

宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中「臨時皇居造営部」を削る。

第一条の八中「臨時皇居造営部の所掌に属するものを除く。」を削る。

第一条の九を削る。

第八条第一項及び第二項中「下総御料牧場」を「御料牧場」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 御料牧場は、栃木県に置く。

第十條中「下総御料牧場」を「御料牧場」に改める。

附則

この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。ただし、第八条及び第十條の改正規定は、同日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

理由

皇居造営事業の完了に伴い、臨時皇居造営部を廃止するとともに、御料牧場移転のため、御料牧場の名称及び位置を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めます。内閣委員会理事三原朝雄君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔三原朝雄君登壇〕

○三原朝雄君 ただいま議題となりました宮内庁法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、

第一に、臨時皇居造営部を廃止すること。
第二に、下総御料牧場を成田市から栃木県に移転し、その名称を御料牧場に改めることである。

本案は、二月十二日本委員会に付託、二月十八

日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、五月八日、質疑を終了いたしましたところ、伊能委員外二名より、施行期日のうち「昭和四十四年四月一日」を「公布の日」に改めることとする自由民主党、民主社会党、公明党三党共同提案にかかる修正案が提出され、趣旨説明の後、討論もなく、直ちに採決の結果、多数をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

宮内庁法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

宮内庁法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則中「昭和四十四年四月一日」を「公布の日」に改める。

○副議長(小平久雄君) 採決いたします。

本案の委員長報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(小平久雄君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第二 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(小平久雄君) 日程第二、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十四年五月九日 衆議院會議録第三十五号

昭和四十四年二月八日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律

（昭和四十二年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第九條の次に次の一條を加える。

（葬祭料の支給）

第九條の二 都道府県知事は、特別被爆者が死亡したときは、葬祭を行なう者に対し、政令の定めるところにより、葬祭料を支給する。ただし、その死亡が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

第十條第一項中「及び介護手当」を「介護手当及び葬祭料」に改める。

第十一條第一項中「又は介護手当」を「介護手当又は葬祭料」に改める。

附則

この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

理由

原子爆弾の被爆者が今なお特別の状態に置かれている実情にかんがみ、これらの者の福祉を図るため、葬祭料の支給を行なうこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長（小平久雄君） 委員長の報告を求めます。社会労働委員会理事濵谷直蔵君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔濵谷直蔵君登壇〕

○濵谷直蔵君 ただいま議題となりました原子爆

弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。本案は、原子爆弾の被爆者がいまなお特別の状態に置かれている実情にかんがみ、これらの者の福祉をはかるため、特別被爆者が死亡したときは、葬祭を行なう者に対して葬祭料を支給しようとするものであります。

本案は、去る二月十九日本委員会に付託となり、五月七日の委員会においては参考人の意見も聴取し、昨八日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、施行期日についての修正案が提出され、採決の結果、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。以上、御報告申し上げます。（拍手）

〔参照〕

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案（委員会修正）

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則を次のように改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律による改正後の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律第九條の二の規定は、昭和四十四年四月一日から適用する。

○副議長（小平久雄君） 採決いたします。

本案の委員長報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長（小平久雄君） 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第三 簡易生命保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○副議長（小平久雄君） 日程第三、簡易生命保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第五條の次に次の一條を加える。
第五條の次に次の一條を加える。

第五條の二 傷害特約においては、国が、前条第一項の契約に係る被保険者が不慮の事故又は第三者の加害行為（以下「不慮の事故等」という。）に因り受けた傷害について保険金を支払うことを約し、

第六條第一項中第十一号を第十二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 傷害特約を附することができない場合に関する事項
第七條の二第一項中「家族保険の保険契約」の下に「傷害特約に係る部分を除く。」を加え、同條の次に次の一條を加える。

（傷害特約の被保険者の制限）
第七條の三 第十六條の二の家族保険の保険契約においては、傷害特約に係る被保険者は、第七條第二項に規定する被保険者でなければならぬ。

第八條に次の一項を加える。
2 前項の保険契約に傷害特約を附する場合には、同項の規定を準用する。

第九條中「保険契約」の下に「（傷害特約に係る部分を除く。）」を加える。
第十條の二第一項に次のただし書を加える。

ただし、これに傷害特約を附することについては、この限りでない。
第十條の二第二項中「申込」を「申込み（保険契約の改定の申込みを除く。以下同じ。）」に改める。

第十一條中「保険契約」の下に「（傷害特約に係る部分を除く。）」を加える。
第十一條の二第一項中「保険契約」の下に「（傷害特約に係る部分を除く。）」を加え、同條第四項中「第八條本文」を「第八條第一項本文」に改め、同條の次に次の一條を加える。

（傷害特約の保険金受取人）
第十一條の三 傷害特約においては、次の者を保険金受取人とする。
一 第十六條の四の規定により被保険者の死亡に係る保険金を支払う場合にあっては、被保険者が不慮の事故等に因り傷害を受けた時に死亡したとした場合に当該傷害特約に係る主契約（当該傷害特約が附されている保険契約における第五條第一項の契約に係る部分をいう。以下同じ。）にお

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十四年二月二十日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

いて保険金受取人となる者

二 前号に掲げる場合以外の場合にあつては、被保険者。ただし、保険金を請求する前に被保険者が死亡したときにあつては、被保険者の遺族

2 前項第二号の遺族については、第三十四条第二項から第六項までの規定を準用する。

第十六条の三の次に次の一条を加える。

(傷害特約)

第十六条の四 傷害特約においては、被保険者が保険期間中に不慮の事故等により傷害を受けたときは、保険約款の定めるところにより、当該傷害を直接の原因とする死亡、身体障害、病院又は診療所への入院その他当該傷害に因つて生じた結果に対し、保険金を支払う。

第十七条第一項中「被保険者一人につき」を「第五条第一項の契約及び傷害特約の別に、被保険者一人につきそれぞれに、」百五十万円を「二百万円に改め、同条第二項中「保険金額は」の下に「傷害特約に係るものを除き」を加える。

第十七条の二中「主たる被保険者に係る保険金額」の下に「傷害特約に係るものを除く。」を加える。

第十八条及び第十九条を次のように改める。

(保険料等の計算)

第十八条 保険料の計算の基礎及び被保険者のために積み立てるべき金額の計算の方法は、官報で公示しなければならない。

第十九条 削除

第二十一条第一項中「被保険者が」の下に「第五条第一項の契約に関する」を加える。

第二十二条第二項中「特別養老保険の保険契約の下に」(傷害特約に係る部分を除く。)を加え、同条第三項中「家族保険の保険契約の下に」(傷害特約に係る部分を除く。)を加える。

第二十三条第一項中「家族保険の保険契約にあつては、保険約款で定める保険金受取人」を「傷害特約が附されている保険契約にあつては主契約に係る保険金受取人とし、家族保険の保険契約にあつては保険約款で定める保険金受取人とする。」に改める。

第二十五条第二項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 傷害特約が附されたときは、その旨並びにこれに係る保険金額、保険料の額及び保険期間

第二十七条第一項中「当時、既に保険事故の下に」(傷害特約に係る保険事故を除く。)を加え、同条に次の一項を加える。

3 傷害特約においては、国又は保険契約者が、保険契約の申込みの当時、既に傷害特約に係る保険事故の生じたことを知つてゐるときは、国は、当該傷害について保険金の支払をする責めに任じない。

第二十八条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次条に規定する場合においては、この限りでない。

第二十八条第二項中「災害」を「不慮の事故等」に改め、同条第三項中「保険金」の下に「(傷害特約に係るものを除く。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(傷害特約の失効)

第二十八条の二 保険契約者が、傷害特約が附されている保険契約の主契約に係る保険料払込期間の

経過後もなお払い込むべき当該傷害特約に係る保険料を払い込まないで、保険約款の定める払込猶予期間を経過したときは、当該傷害特約は、その効力を失う。

第二十九条本文中「前条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条ただし書中「前条第一項」を「同項」に改める。

第二十九条の二の次に次の一条を加える。

第二十九条の三 傷害特約が附されている保険契約が保険料払済保険契約に変更されたときは、当該傷害特約は、その効力を失う。

第三十一条第一項中「家族保険の保険契約にあつては、」を「傷害特約が附されている保険契約にあつては主契約に係る被保険者とし、家族保険の保険契約にあつては」に、「不慮の事故その他不可抗力若しくは第三者の加害行為」を「不慮の事故等」に改める。

第三十二条中「災害」を「不慮の事故等」に改める。

第三十三条第一項中「被保険者」の下に「(傷害特約が附されている保険契約にあつては、主契約に係る被保険者)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 傷害特約に係る被保険者が年齢六年に満たないものが不慮の事故等により傷害を受けた場合において、当該傷害を直接の原因として死亡し、又はその身体に障害が生じたときは、保険約款の定めるところにより、保険金額の一部を支払う。

第三十四条第一項中「保険契約の下に」(傷害特約に係る部分を除く。)を加える。

第三十五条第一項中「左の場合」を「保険契約(傷害特約に係る部分を除く。)」において、次に掲げる場合に改め、同条に次の一項を加える。

2 傷害特約においては、保険契約者又は保険金受取人が故意に被保険者に傷害を与えたときは、国は、当該傷害について保険金を支払う責めに任じない。ただし、当該保険金受取人が保険金の一部を受け取るべき場合には、国は、他の保険金受取人にその残額を支払う。

第三十七条第一項中「ないときは、」の下に「第三十八条第一項の規定により」を加える。

第三十七条の三中「被保険者について保険金」の下に「(傷害特約に係るものを除く。)」を加える。

第三十七条の六中「災害」を「不慮の事故等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(傷害特約の追加による改定)

第三十七条の七 傷害特約が附されていない保険契約については、保険契約者は、保険約款の定めるところにより、傷害特約を附するための当該保険契約の改定の申込みをすることができ。

2 前項の保険契約の改定については、第二十七条第三項及び第三十七条の四の規定を準用する。

第三十八条第一項中「特別養老保険の保険契約」の下に「(傷害特約に係る部分を除く。)」を加え、同条第三項中「第八条」を「第八条第一項」に改める。

第三十九条中「主たる被保険者について保険金」の下に「(傷害特約に係るものを除く。)」を加え、「第三十五条第三号の場合及び」を「第三十五条第一項第三号及び同条第二項の場合並びに」に、「家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者に係る保険金受取人」を「傷害特約が附されている保険契約にあつては主契約に係る保険金受取人とし、家族保険の保険契約にあつては主たる被保険者に係る保険金受取人とする。」に改める。

第四十二条に次の一項を加える。

3 傷害特約においては、保険契約の復活があつた場合においても、国は、保険契約の失効後その復

昭和四十四年五月九日 衆議院會議録第三十五号 簡易生命保険法の一部を改正する法律案 宇宙開発事業団法案

活までに被保険者が不慮の事故等に因り受けた傷害について保険金の支払をする責めに任しない。
第四十四条中「災害」を「不慮の事故等」に改める。

第四十五条第一項中「被保険者が」を「被保険者(傷害特約が附されている保険契約にあつては、主契約に係る被保険者。以下この項において同じ。)が」に改め、「保険金受取人」の下に「傷害特約が附されている保険契約にあつては、主契約に係る保険金受取人」を加える。

第四十七条第一項中「(家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者に係る保険金受取人に限る。)」を削り、同条第二項中「減する」を「減することが出来る」に改める。

第五十一条中「(家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者に係る保険金に限る。)」を削り、「控除する」を「控除することが出来る」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十四年九月一日から施行する。ただし、第十条の二第二項の改正規定、第十条七条第一項の改正規定(百五十万円を「二百万円」に改める部分に限る。)並びに第十八条、第十九条、第三十七条第一項、第四十七条及び第五十一条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 第十九条の改正規定の施行前に効力が発生した簡易生命保険契約に係る被保険者のために積み立てるべき金額の計算の方法については、なお従前の例による。

理由

最近における社会経済事情の推移及び保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るため、不慮の事故等に因る傷害について保障する傷害特約の制度を創設するとともに、保険金額の最高制限額を二百万円に引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めます。通信委員長井原岸高君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔井原岸高君登壇〕

○井原岸高君 ただいま議題となりました簡易生命保険法の一部を改正する法律案に關し、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における保険需要の動向等にかんがみ、簡易生命保険に傷害特約の制度を新設するとともに、保険金額の最高制限額を引き上げる等の改正を行なうとすものであります。

まず、傷害特約は、簡易生命保険契約に特約と

通信委員会においては、二月二十日本案の付託を受けて以来、慎重審議を重ねたのであります。が、五月八日、質疑終了、討論を省略して直ちに採決しました結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 宇宙開発事業団法案(内閣提出)
○副議長(小平久雄君) 日程第四、宇宙開発事業団法案を議題といたします。

宇宙開発事業団法案

右
国会に提出する。

昭和四十四年二月十七日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

宇宙開発事業団法

目次

- 第一章 総則(第一条―第九条)
- 第二章 役員等(第十条―第二十一条)
- 第三章 業務(第二十二条―第二十四条)
- 第四章 財務及び会計(第二十五条―第三十五条)
- 第五章 監督(第三十六条―第三十七条)
- 第六章 雑則(第三十八条―第四十一条)
- 第七章 罰則(第四十二条―第四十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 宇宙開発事業団は、人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケットの開発、打上げ及び追跡を総合的、計画的かつ効率的に行ない、宇宙の開発及び利用の促進に寄与することを目的として設立されるものとする。

(法人格)

第二条 宇宙開発事業団(以下「事業団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、内閣総理大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 事業団の資本金は、次に掲げる金額の合計額とする。

- 一 五億円
- 二 附則第三条第二項の規定により政府から出資があつたものとされる金額
- 三 事業団の設立に際し政府以外の者が出資する金額

2 政府は、事業団の設立に際し、前項第一号の五億円を出資するものとする。

3 事業団は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4 政府は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に出資することができる。

5 政府は、事業団に出資するときは、土地、建物その他の土地の定着物又は物品(以下「土地等」という。)を出資の目的とすることができ

る。

6 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準とし

て評価委員が評価した価額とする。

7 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(出資証券)

第五条 事業団は、出資に対し、出資証券を発行する。

2 出資証券は、記名式とする。

3 前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。

(持分の払戻し等の禁止)

第六条 事業団は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 事業団は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(登記)

第七条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第八条 事業団でない者は、宇宙開発事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條(法人の不法行為能力)及び第五十條(法人の住所)の規定は、事業団について準用する。

第三章 役員等

(役員)

第十条 事業団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

2 事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第十一条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、事業団を代表し、理事長の定め

るところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事(非常勤の理事を除く)は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4 非常勤の理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理する。

5 監事は、事業団の業務を監査する。

6 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣(内閣総理大臣にあつては、第四十條の規定により委任された場合には、科学技術庁長官。第四十一條第二項及び第四十三條第一号において同じ)に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第十二条 理事長は、内閣総理大臣が宇宙開発委員会

の同意を得て任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が内閣総理大臣の認可を受けて任命する。

3 監事は、内閣総理大臣が宇宙開発委員会の意見をきいて任命する。

(役員の任期)

第十三条 理事長、副理事長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格事項)

第十四条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員(教育公務員で政令で定めるもの及び非常勤の者を除く)。

二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者で事業団と取引上密接な利害

関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

(役員解任)

第十五条 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、第十二條の例により、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

(役員兼職禁止)

第十六条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十七条 事業団と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第十八条 理事長及び副理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(顧問)

第十九条 事業団に、その業務の運営に関する重要事項に参画させるため、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事長が内閣総理大臣の認可を受けて任命する。

(職員の任命)

第二十条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員等の公務員たる性質)

第二十一条 役員、顧問及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第二十二条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケット(以下この条及び第三十九條第一項において「人工衛星等」という)の開発並びにこれに必要な施設及び設備の開発

二 その開発に係る人工衛星等の打上げ及び追跡並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発

三 第一号の開発並びに人工衛星等の打上げ及び追跡並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発で、委託に応じて行なうもの

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

五 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務

2 事業団は、次の業務を行なう場合には、主務大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならない。

一 前項第二号の人工衛星等の打上げ

二 前項第三号に掲げる業務

3 事業団は、第一項第五号に掲げる業務を行なうときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

4 事業団は、第一項の業務を行なうほか、主務大臣の認可を受けて定める基準に従つて、その

設置する開発のための施設及び設備を宇宙の開発を行なう者の利用に供することができる。

(業務の委託)

第二十三条 事業団は、主務大臣の認可を受けて定める基準に従つてその業務の一部を委託することができる。

(業務運営の基準)

第二十四条 事業団の業務は、宇宙開発委員会の議決を経て内閣総理大臣が定める宇宙開発に関する基本計画に基づいて行なわれなければならない。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十五条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第二十六条 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十七条 事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十八条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(次項及び次条において「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後一月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。(書類の送付)

第二十九条 事業団は、第二十六条又は前条第一

項の規定により認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る事業計画、予算及び資金計画に関する書類又は財務諸表を、事業団に出資した者のうち政府以外のものに送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(短期借入金)
第三十一条 事業団は、内閣総理大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、内閣総理大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第三十二条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行への預金又は郵便貯金
- 三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第三十三条 事業団は、主務省令で定める重要な

財産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十四条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(主務省令への委任)

第三十五条 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第三十六条 事業団は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告の徴取及び立入検査)

第三十七条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対しその業務に關し報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第三十八条 事業団は、解散した場合において、その債務を弁済しなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度

として分配するものとする。

2 前項に規定するもののほか、事業団の解散については、別に法律で定める。

(主務大臣及び主務省令)

第三十九条 この法律において主務大臣は、内閣総理大臣、郵政大臣及び人工衛星等の開発に係る事項を所管する大臣で政令で定めるものとする。

2 この法律において主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(科学技術庁長官への委任)

第四十条 内閣総理大臣は、次の権限を科学技術庁長官に委任することができる。

- 一 第三条第二項、第四条第三項、第二十二條第二項から第四項まで、第二十三條、第二十六條、第三十一條第一項若しくは第二項ただし書又は第三十三條の規定による認可
- 二 第十六條ただし書、第二十八條第一項又は第三十四條の規定による承認
- 三 第三十二條第一号の規定による指定
- 四 第三十七條第一項の規定による報告の徴取及び立入検査

(大蔵大臣との協議)
第四十一条 内閣総理大臣(前条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官。第四十三條第一号において同じ。)は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

- 一 第二十四条の基本計画を定めようとするとき。
 - 二 第三十一條第一項又は第二項ただし書の規定による認可をしようとするとき。
 - 三 第三十二條第一号の規定による指定をしようとするとき。
 - 四 第三十四條の規定による承認をしようとするとき。
- 2 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第四条第三項、第二十二條第二項第二号若しくは第三項、第二十六條又は第三十三條の規定による認可をしようとするとき。
二 第二十八條第一項の規定による承認をしようとするとき。
三 第三十三條又は第三十五條の規定により主務省令を定めようとするとき。

第七章 罰則

(罰則)
第四十二條 第三十七條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。
第四十三條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、三万円以下の罰金に処する。

一 この法律により内閣総理大臣又は主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
二 第七條第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十二條第一項及び第四項の業務以外の業務を行つたとき。
四 第三十二條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
五 第三十六條第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第四十四條 第八條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第八條から第十八條までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

昭和四十四年五月九日 衆議院會議録第三十五号

宇宙開発事業団法案

(事業団の設立)

第二条 内閣総理大臣は、第十二條第一項又は第三項の例により、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時にあって、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

3 内閣総理大臣は、設立委員会を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

4 設立委員は、政府以外の者に対し、事業団に對する出資を募集しなければならない。

5 設立委員は、前項の募集が終わつたときは、主務大臣に対し、設立の認可を申請しなければならない。

6 設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。
7 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

8 第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

9 事業団は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(権利義務の承継等)

第三条 事業団の成立の際、現に国が有する権利及び義務のうち、科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)第二十條の第二項の規定による科学技術庁宇宙開発推進本部の所掌事務及び郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)第十七條の二の規定による郵政省電波研究所の所掌事務(電離層の観測のための人工衛星の開発に係るものに限る。)に關するもので政令で定めるものは、事業団の成立の時に

いて、事業団が承継する。

2 前項の規定により事業団が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、その承継される権利に係る土地、建物、物品その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から事業団に對し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、事業団の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

5 第一項の規定により事業団が国の有する権利を承継した場合には、当該承継に伴う登記若しくは登録又は当該承継に係る不動産の取得については、登録免許税又は不動産取得税を課さない。(経過規定)

第四條 事業団が昭和四十五年三月三十一日までに、第四條第五項の規定による政府からの出資を受ける場合には、当該出資の目的とされる土地等に係る登記については、登録免許税を課さない。

第五條 この法律の施行の際、現に宇宙開発事業団という名称を使用している者については、第八條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第六條 事業団の最初の事業年度は、第二十五條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十五年三月三十一日に終わるものとする。

第七條 事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十六條中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」と読み替へるものとする。

(関係法律の一部改正)
第八條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の

一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中医療金融公庫の項の次に次のように加える。

宇宙開発事業団 宇宙開発事業団法(昭和四十四年法律第 号)

第九條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中アジア経済研究所の項の次に次のように加える。

宇宙開発事業団 宇宙開発事業団法(昭和四十四年法律第 号)

第十條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第七号中「及び動力炉・核燃料開発事業団」を「動力炉・核燃料開発事業団及び宇宙開発事業団」に改める。
第七十三條の四第一項に次の一号を加える。
二十二 宇宙開発事業団が宇宙開発事業団法(昭和四十四年法律第 号)第二十二條

第一項第一号から第三号までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの
第三百四十九條の三に次の一号を加える。

24 宇宙開発事業団が所有し、かつ、直接宇宙開発事業団法第二十二條第一項第一号から第三号までに規定する業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二條の規定にかかわらず、当該固定資産に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

第十一條 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

昭和四十四年五月九日 衆議院會議録第三十五号

宇宙開発事業団法案 建設業法の一部を改正する法律案についての坪川建設大臣の趣旨説明

九二二

第二条第十二号中「動力炉・核燃料開発事業団」の下に「宇宙開発事業団」を加える。

第十二条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十六号の二中「動力炉・核燃料開発事業団」の下に「宇宙開発事業団」を加える。

第十三条 郵政省設置法の一部を次のように改正する。

第十條の二第一項第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 宇宙開発事業団に関する事。

第十四条 科学技術庁設置法の一部を次のように改正する。

第七條の二第六号中「国立防災科学技術センター及び宇宙開発推進本部」を「及び国立防災科学技術センター」に改め、同条に次の一号を加える。

七 宇宙開発事業団に関する事。

第十六条中「宇宙開発推進本部」を削る。

第二十條の二及び第二十條の三を削り、第二十條の四を第二十條の二とし、第二十條の五を第二十條の三とする。

第十五条 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第九條の二の次に次の一条を加える。

(宇宙開発事業団への出資)

第九條の三 協会は、その業務を遂行するために必要がある場合には、郵政大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、宇宙開発事業団に出資することができる。

第四十八條第一項第一号中「第十一條第二項」を「第九條の三(宇宙開発事業団への出資の認可)」、第十一條第二項」に改める。

第五十五條第二号中「第十一條第二項」を「第九條の三、第十一條第二項」に改める。

第十六條 日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第三条の三第一項中「公社は」の下に「前二条の規定によるほか」を加え、同条を第三条の四とし、同条の前に次の一条を加える。

(宇宙開発事業団への出資)

第三条の三 公社は、その業務の運営上必要がある場合には、郵政大臣の認可を受けて、予算で定めるところにより、宇宙開発事業団に出資することができる。

第十七條 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第三十四号の二の次に次の一号を加える。

三十四の三 宇宙開発事業団が宇宙開発事業団法(昭和四十四年法律第 号)第十二條第一項第一号又は第二号に掲げる業務の用に供する施設

第十八條 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項中「動力炉・核燃料開発事業団」の下に「宇宙開発事業団」を加える。

理由

人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケットの開発、打上げ及び追跡を総合的、計画的かつ効率的に行ない、宇宙の開発及び利用の促進に寄与するため、宇宙開発事業団を設立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めます。科学技術振興対策特別委員長石田幸四郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○石田幸四郎君 たいだいま議題となりました宇宙

開発事業団法案につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケットの開発、打上げ及び追跡を総合的、計画的かつ効率的に行ない、宇宙の開発及び利用の促進に寄与することを目的として、宇宙開発事業団を設立しようとするものであります。

そのおもなる内容は、第一に、事業団は政府及び政府以外の者による出資の法人とし、その資本金は、設立に際して政府が出資する五億円と、科学技術庁宇宙開発推進本部及び郵政省電波研究所から承継する特定の財産の価額並びに、政府以外の者が出資する金額の合計額とし、必要に応じて増加することができるものといたしております。

第二に、事業団の機構につきましては、役員として理事長一人、副理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置くほか、非常勤理事及び顧問の制度を設けることといたしております。

第三に、事業団の業務といたしましては、みずから、または委託に応じ、人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケットの開発、打上げ及び追跡を行なうこととし、なお、事業団がその業務を行なうにあたっては、主務大臣の認可を受けて、定める基準に従って、その業務の一部を委託することができることといたしております。

また、業務の運営につきましては、宇宙開発委員会(の議決を経て内閣総理大臣が定める宇宙開発に関する基本計画に基づいて行なわれなければならないもの)といたしております。

第四には、事業団の監督は、主務大臣がこれを行なうものとし、必要があると認めるときは、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができるといたしております。

開発事業団法案につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケットの開発、打上げ及び追跡を総合的、計画的かつ効率的に行ない、宇宙の開発及び利用の促進に寄与することを目的として、宇宙開発事業団を設立しようとするものであります。

そのおもなる内容は、第一に、事業団は政府及び政府以外の者による出資の法人とし、その資本金は、設立に際して政府が出資する五億円と、科学技術庁宇宙開発推進本部及び郵政省電波研究所から承継する特定の財産の価額並びに、政府以外の者が出資する金額の合計額とし、必要に応じて増加することができるものといたしております。

第二に、事業団の機構につきましては、役員として理事長一人、副理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置くほか、非常勤理事及び顧問の制度を設けることといたしております。

第三に、事業団の業務といたしましては、みずから、または委託に応じ、人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケットの開発、打上げ及び追跡を行なうこととし、なお、事業団がその業務を行なうにあたっては、主務大臣の認可を受けて、定める基準に従って、その業務の一部を委託することができることといたしております。

また、業務の運営につきましては、宇宙開発委員会(の議決を経て内閣総理大臣が定める宇宙開発に関する基本計画に基づいて行なわれなければならないもの)といたしております。

第四には、事業団の監督は、主務大臣がこれを行なうものとし、必要があると認めるときは、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができるといたしております。

本案は、去る三月十九日日本内閣府大臣より提案理由の説明を聴取した後、宇宙開発の目的、開発機構の一元化、宇宙開発に関する基本計画及び主

務大臣等の諸問題を中心に質疑が行なわれ、また、通信委員会との連合審査会を開く等、慎重なる審査を重ねたのであります。その詳細については会議録に譲ることといたします。

かくして、昨八日、質疑を終了いたしましたところ、石川次夫君外三名より、事業団設立の目的について、平和の目的に限ることをつけ加えることを内容とする、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の四党共同提案にかかる修正案が提出され、次いで、採決の結果、全会一致をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案と密接な関係にある宇宙基本法案の起草につきましては、引き続き小委員会において成案を得べく努力をいたすこととなっておりますことを申し添えて、報告を終わります。(拍手)

〔参照〕

宇宙開発事業団法案に対する修正案(委員会修正)

宇宙開発事業団法案の一部を次のように修正する。

第一条中「宇宙開発事業団は」の下に「平和の目的に限り」を加える。

○副議長(小平久雄君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(小平久雄君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

建設業法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○副議長(小平久雄君) 内閣提出、建設業法の一

部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。建設大臣坪川信三君。

〔国務大臣坪川信三君登壇〕

○国務大臣(坪川信三君) 建設業法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

近年における我が国の経済の発展と国民生活の向上に伴い、建設投資は国民総生産の約二割に達し、これを担当する建設業界も登録業者数約十四万、従業者約三百五十万人を数えるに至り、いまや建設業は我が国における重要産業の一つに成長しました。さらに今後も建設投資に対する需要はますます増大することが予想され、建設業の重要性はいよいよ高まる趨勢にあります。しかるに、建設業界の現状を見ると、施工能力、資力、信用に問題のある建設業者が輩出して、粗雑粗漏工事、各種の労働災害、公衆災害等が発生させるとともに、公正な競争が阻害され、業者の倒産の著しい増加を招いております。加えて、近く予想されます全面的な資本の自由化に対処して国際競争力を強化するためにも、いかにして経営を近代化し、施工の合理化を達成するかは、今日の建設業界が緊急に解決しなければならない課題であります。

このような問題に対処するため、建設業に関する重要事項についての諮問機関である中央建設業審議会において建設業法の改正に関する検討が二年有余にわたって行なわれ、公益代表、発注者代表及び建設業界各層代表の委員によって論議が尽くされました結果、昨年十一月二十六日、全会一致をもって建設大臣に答申がなされたのでありますが、今回の答申に基づき、建設業者の資力の向上、建設工事の請負契約の適正化等をはかることによつて建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発展を促進するため、本法律案を提案するに至つたものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

す。

第一に、施工能力、資力、信用のない業者の輩出をもたらし原因の一つは、現行建設業法の軽易かつ画一的な登録制度にあることにかんがみ、これを防止するとともに、職業業者の専門化を促進する等、建設業の近代化をはかるため、現行の登録制度を業種別の許可制度に改めることといたしました。また、下請業者の保護育成及び建設工事の施工の改善をはかるため、特に一定金額以上の工事を下請施工させる建設業者に対しては、特定建設業の許可制度をしくことといたしました。また、建設業の許可に際しましては、建設業者が建設業に関する経営経験、技術者の有無、誠実性、財産的基礎等の要件に該当しているかどうかを審査することといたしました。

第二に、建設工事の注文者と請負人との間にいていままお見られる不合理な取引関係を改善するため、注文者が取引上の地位を利用して不当に低い請負代金を定めることを禁止する等、請負契約関係の適正化をはかることといたしました。

第三に、建設工事の下請施工の実情にかんがみ、下請業者の経済的地位を強化するよう、元請業者に対して、工事的物の受領や下請代金の支払を遅延することを禁止する等の措置を講ずるとともに、特定建設業業者に対しては、下請負人を保護するための特に重い義務を負わせることといたしました。

以上の改正に関連して、監督処分等の規定等について所要の改正を行なうことといたしました。また、この法律が円滑に施行されるときに、既存登録業者の混乱が起らないよう、改正法の施行は公布の日から一年後とし、施行の日現在において現行法による登録を受けている建設業者は、改正法の施行後二年間は、現行法の登録制度により営業ができることとしたしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。(拍手)

建設業法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○副議長(小平久雄君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。阿部昭吾君。

〔阿部昭吾君登壇〕

○阿部昭吾君 ただいま提案をされました建設業法の一部を改正する法律案に対し、私は、日本社会党を代表し、この改正案の政策的本質を追及し、政治的背景をめぐり出しながら、若干の質問を行なわんとするものであります。

第一に、今回の改正案は、建設業を従来の登録制から許可制に切りかえようとする点であります。そのねらいは、一部の大手業者をさらに一段と優遇し、中小零細業者、地方業者、大工、左官、煉瓦など、一人親方建設職人に対し大きな圧迫を加えようとする政策的意図が明瞭になっているのであります。建設職人、一人親方に対し、その事業的、経済的立場を否定し、単に賃かせぎ、日雇い職人の位置に押し込めようとするものであり、中小零細業者を大手の下請、孫請として従属させることをより明確に体系づけようという、いわば大手の支配体制を一段と強化し、中小零細業者の数減らし合理化をやつていこうというものであります。まことに反動的な、佐藤内閣的なやり方だといわざるを得ないのであります。(拍手)

本改正案は、中央建設業審議会の答申によつて成案したものであります。実はその中身は、大手建設業者のよりどころであります全建設会の考え方が、まるつきりそのまま出ているのであります。審議会答申に名をかりた大手業者の主張そのままであり、審議会の構成について、中小零細業者の代表は全建設連代表一名だけ、あとの公益代表、発注者及び建設業者代表は、ほとんど零細業者の実態を知らないか、あるいは零細業者を下請にして、その犠牲の上に利益を得ている大手業者の立場に立つ者のみであります。現在、登録業者十四万人、無登録業者はその

数倍といわれるのであります。これを今回の許可制によつて体質改善をやつていこう、大手独占体制を一段と強化をしていこう、この政府の考え方は、たとえは、許可基準についてはたいへんゆるやかなように見せかけながら、許可を受けようという者は、財産的基礎または金銭的信用がなければならぬなど、抽象的な言い回しをしながらか、大手業者本位の独占的本質が露骨にあらわれていると思うのであります。

さらに、今回の改正で重大なことは、許可を受けた職種以外は請負工事ができなくなるといふ点であります。現行法も一応は職種別登録制であり、しかしながら、現在は営業制限はないのであります。今回の許可制は、職種別許可制を規定し、許可を受けない者は営業はできないとするのであります。たとえば大工工事業で許可を受けた者は他の仕事を引き受けてはならない。これを犯せば四十五条の罰則で懲役三年、罰金三十万円以内といふことになるのであります。直営ならばいいではないかといふものもあるものであります。が、改正案をしさいに検討してみますと、多くのわづらわしい制限が付けられているのであります。

このように、今次改正案は大手中心主義であり、中小零細業者、一人親方建設職人を徹底的に圧迫しようといふねらいが浮き彫りになっているのであります。佐藤総理、坪川建設大臣の考えをただしたいと思つております。

私は、建設業界において最大の問題点は、大手と中小零細業者との間における下請、孫請であるといふこと請願係といつた、これが大きな問題だと思つております。地方において、若干まとまつた、億単位あるいは数千万円単位の工事は、ほとんどいっていいほど大手業者が指名されているのであります。これらの大手業者は、十億円くらいの工事の場合におきましても、工事中、その社員と称するような者はせいぜい二、三名程度現地に派遣するにすぎないのであります。あとはすべ

建設業法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する阿部昭吾君の質疑

次に、私は、政令で定める法適用除外の工事金額について、その影響するところきわめて大きいと思うのであります。大工、左官、棟梁、板金業など、一人親方建設職人は、一般の住宅建設、小

あります。(拍手)

佐藤総理、今日の建設業界における談合、天の
声、そして重層下請、重層ピンはね、このようであ
るとするならば、これは現代社会の許しがたい

○副議長（小平久雄君） ただいまの阿部昭吾君の発言中、不穩当の言辞があるとの申し出があります。議長は、速記録を取り調べることにいたしました。（発言する者あり、拍手）

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣（佐藤榮作君） 阿部君にお答えいたします。

次に、最後に、阿部君は、現在談合が公然と行なわれ、しかも、保守党の政治家の介在が横行していると言われましたが、いたずらに、確証なしに、憶測だけでそのような発言をされることは、絶対に慎んでいただきたいと思います。また、本改正案を撤回しろと言われましたが、私は、本改正案を撤回する考えはございません。ただいまのような発言こそ撤回されてしかるべきものだ、かように考えておることを明確にお答えいたします。(拍手、発言する者多し)

○国務大臣(坪川信三君) 御質問の第一点にお答えいたしたいと思いますが、御承知のとおりに、

実務者が一人おりましたならば、登録制度によつて一切これを許されるというようなことから、年間三千件以上の中小零細な業者の方々が共倒れをしていくという、まことに不幸な現象を考えると、この零細なる中小企業者を育成保護するということがこの法案の最大の目標であるということ、よく御理解お願ひしたいと思つてござい

ます。(拍手)また、建設業審議会におきまして、中小企業の零細な代表の方々もお加わりいただきまして、二年間にわたり慎重に審議していただき、これらの各位も全面的に御賛成をいただいたということも、御理解いただきたいと思つてあります。こうしたことを申し上げまして、いま総理が御答弁に相なりましたごとく、大手筋を育成するのではなくして、秩序ある、正常なる、零細なる中小企業を育成保護することが本法の最大の目標であることを、重ねて申し上げておきたいと思ひます。

また、御質問の第二点につきましては、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負う者について許可制の適用を除外することいたしましたのは、現行の登録制度の考え方を踏襲したもので、建設業は公共性があり、また、公共の福祉に影響することが大きい建設工事を請け負うものであります。その営業を行政庁の許可にからしめることとしたのでありますが、公共性の少ない、または公共の福祉に影響することの少ない小規模建設工事まで対象にして、小規模零細業者に過重な負担をかけることは妥当でないという趣旨によりまして、こうした措置をしたことを御了承願ひたいと思ひます。したがって、この適用除外となる工事の金額を定めるにあたりましては、このような趣旨に沿うよう、中央建設業審議会の意見も十分聞きまして、慎重に定めたいと思つ次第でありますとともに、一人親方に対しまして十分許可の与えられることを御了承お願ひたいと思ひます。

以上。(拍手)
○副議長(小平久雄君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(小平久雄君) 本日は、これにて散会いたします。
午後三時四十四分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
外務大臣 愛知 揆一君
厚生大臣 斎藤 昇君
通商産業大臣 大平 正芳君
郵政大臣 河本 敏夫君
建設大臣 坪川 信三君
国務大臣 木内 四郎君
国務大臣 床次 徳二君
内閣法制局第二部長 田中 康民君

○朗読を省略した議長の報告

(議決通知)
一、昨八日、本院は土地調整委員会委員長に谷口寛君を、同委員に近藤武夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
一、昨八日、本院は運輸審議会委員に仲原善一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。(常任委員辞任)
一、昨八日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
内閣委員
三池 信君 岡田 春夫君
古内 広雄君 小川 三男君
地方行政委員
斎藤 寿夫君 河上 民雄君
大野 潔君 中川 一郎君

外務委員 大出 俊君
文教委員 毛利 松平君
社会労働委員 廣川シズエ君
平等 文成君
商工委員 勝澤 芳雄君
岡田 春夫君
通信委員 安宅 常彦君
金丸 徳重君
建設委員 金丸 徳重君
八百板 正君
小川新一郎君

(常任委員補欠選任)
一、昨八日、議長において、次のとおり常任委員の補欠を指名した。
内閣委員
古内 広雄君 小川 三男君
三池 信君 岡田 春夫君
地方行政委員 中川 一郎君 大出 俊君
小川新一郎君 斎藤 寿夫君
河上 民雄君
外務委員 斎藤 寿夫君 毛利 松平君
文教委員 三池 信君 廣川シズエ君
社会労働委員 大原 亨君 平等 文成君
商工委員 岡田 春夫君 河上 民雄君
勝澤 芳雄君 佐野 進君
通信委員 平等 文成君 金丸 徳重君
八百板 正君 安宅 常彦君

建設委員 八百板 正君 大野 潔君
金丸 徳重君
(特別委員辞任)
一、昨八日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。
物価問題等に関する特別委員
唐橋 東君 岡澤 完治君
木原 実君 永末 英一君

(特別委員補欠選任)
一、昨八日、議長において、次のとおり特別委員の補欠を指名した。
物価問題等に関する特別委員
木原 実君 永末 英一君
唐橋 東君 岡澤 完治君
木原 実君 永末 英一君
唐橋 東君 岡澤 完治君

(議案付託)
一、昨八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
地方鉄道離職者臨時措置法案(板川正吾君外二十一名提出、衆法第四〇号)
健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第九三三号)
以上三件 社会労働委員会 付託

昭和四十四年五月九日 衆議院會議録第三十五号

議案に関する報告書

(議案送付)

一、昨八日、第五十八回国会、第五十九回国会及び第六十回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を参議院に送付した。
農業協同組合法の一部を改正する法律案
一、昨八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法等の一部を改正する法律案
石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案
交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

一、昨八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
地方鉄道離職者臨時措置法案(板川正吾君外二十一名提出)

宮内庁法の一部を改正する法律案(内閣提出)
出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案の改正点は、次のとおりである。

1 皇居造営事業の完了に伴い、皇居造営に関する事務をつかさどっている臨時皇居造営部を廃止する。

2 下総御料牧場が置かれていた成田市三里塚地区に新東京国際空港が建設されることとなつたので、同牧場を栃木県に移転し、その名称を御料牧場に、位置を栃木県に改める。

なお、施行期日は、昭和四十四年四月一日としている。ただし、2については昭和四十四年四月一日から九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行することとしている。

二 議案の修正議決理由

本案は、妥当な措置と認めるが、施行期日のうち、昭和四十四年四月一日はすでにその日を経過しているので、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費として、約一千七百五十万円が昭和四十四年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。
昭和四十四年五月八日
衆議院議長 石井光次郎殿 藤田 義光

附 則
公布の日
この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。ただし、第八条及び第十条の改正規定は、同日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、原子爆弾の被爆者の福祉を図るため、特別被爆者が死亡したときは、葬祭を行なう者に対し、葬祭料を支給しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 都道府県知事は、特別被爆者が死亡したときは、葬祭を行なう者に対し、葬祭料を支給すること。ただし、その死亡が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである場合は、この限りでないこと。

2 改正法は、昭和四十四年四月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由
原子爆弾の被爆者が今なお特別の状態に置かれている実情にかんがみ、これらの者の福祉を図るため、葬祭料の支給を行なうことは、時宜に適するものと認めるが、なお、施行期日につ

き修正を加えることを適当と認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費
昭和四十四年度一般会計予算(厚生省所管)に原爆被爆者葬祭料交付金として三千三十九万四千円が計上されている。

右報告する。
昭和四十四年五月八日
衆議院議長 石井光次郎殿 森田重次郎

附 則
公布の日
この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

二 この法律による改正後の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律第九条の二の規定は、昭和四十四年四月一日から適用する。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり次の事項について、その実現に努めること。

一 最近における被爆者の疾病状況にかんがみ、被爆者対策の根本的改善を促進するため、すみやかに関係者を含む原爆被爆者援護審議会を設置するなど所要の措置を講ずること。

二 認定疾病の認定に当たっては最近の被爆者医療の実情に即応するよう検討すること。

三 特別被爆者に対する健康管理手当については、支給対象の拡大、支給条件の緩和に努めること。

四 特別手当及び介護手当の金額を大幅に増額すること。

五 葬祭料の金額を大幅に増額するとともに、過去の死没者にも適して支給することを検討すること。

六 被爆者の気象、地理的条件等を考慮し、特別被爆者の範囲を合理的に拡大すること。

七 原爆死没者を含む被爆実態の調査(地方調査を含む。)を明年度中に実施すること。

八 昭和四十年に政府が行なつた被爆者実態調査の最終報告をすみやかに発表すること。

九 沖繩在住の原子爆弾被爆者に対しては、本上なみの措置を行なうこと。

十 旧防空法による犠牲者に対し、戦争犠牲者救済の公平を確保するようすみやかに施策を講ずること。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、最近における社会経済事情の推移及び保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実をはかるため、傷害特約の制度を創設するとともに、保険金額の最高制限額を引き上げる等の改正をしようとするもので、そのおもな内容は次のとおりである。

1 簡易生命保険契約には、約款で定める場合を除いて、傷害特約を附することができるとする。

2 傷害特約の被保険者が、保険期間中に不慮の事故等により傷害を受けたときは、約款の定めるところにより、当該傷害を直接の原因とする死亡、身体障害、病院または診療所への入院等について、保険金を支払うものとす

3 傷害特約の保険金の受取人は、被保険者の死亡にかかるとされる者とし、その他の場合は被保険者(ただし、保険金請求前に

被保険者が死亡したときは、その遺族にとする。

4 傷害特約においては、保険契約者または保険金受取人が故意に被保険者に傷害を与えたときは、当該傷害について保険金を支払わないものとする。

5 保険金の最高制限額を、生命保険契約（現行 被保険者一人につき百五十万円）及び傷害特約の別に、被保険者一人につきそれぞれ二百万円とする。

6 保険料の計算の基礎及び積立金の計算方法については、これを法定事項からはずし、官報での公示だけを義務づけることとする。

7 この法律は、傷害特約制度にかかる規定は昭和四十四年九月一日から施行し、その他は公布の日から施行するものとする。

なお、本改正による昭和四十四年度の保険料収入の増加額は、おおよそ三十四億円と見込まれている。

二 議案の可決理由

本案は、簡易生命保険法の目的に照らし、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

昭和四十四年五月八日

通信委員長 井原 岸高
衆議院議長 石井光次郎殿

宇宙開発事業団法案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケットの開発、打上げ及び追跡を総合的、計画的かつ効率的に行ない、宇宙の開発及び利用の促進に寄与することを目的として、宇宙開発事業団を設立しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

(一) 事業団の組織等

1 事業団は政府及び政府以外の者による出資の法人とし、その資本金は、政府が出資する五億円と事業団が成立の時に、承継することとなる科学技術庁宇宙開発推進本部及び郵政省電波研究所の業務の用に供している特定の財産の価額並びに政府以外の方が出資する金額の合計額とし、必要に応じて増加することができるとする。

2 事業団の役員は、理事長一人、副理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置くとともに、非常勤理事二人以内を置くことができるものとする。

3 業務の運営に関する重要事項に参画させるため、顧問を置くことができるものとする。

(二) 事業団の業務

1 業務の範囲

(1) 事業団は、目的を達成するため、次の業務を行なう。

イ 人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケット（以下「人工衛星等」という。）の開発並びにこれに必要な施設及び設備の開発

ロ その開発に係る人工衛星等の打上げ及び追跡並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発

ハ イに掲げる開発並びに人工衛星等の打上げ及び追跡並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発で、委託に応じ行なうもの

ニ イからハに掲げる業務に附帯する業務

ホ イからニに掲げるもののほか、目的を達成するための必要な業務

(2) 事業団は(1)の業務を行なうほか、主務大臣の認可を受けて定める基準に従つて、その設置する開発のための施設及び設備を宇宙の開発を行なう者の利用に供することができるものとする。

2 業務の委託
事業団は、主務大臣の認可を受けて定める基準に従つてその業務の一部を委託することができる。

3 業務運営の基準
事業団の業務は、宇宙開発委員会の議決を経て内閣総理大臣が定める宇宙開発に関する基本計画に基づいて行なわれなければならないものとする。

(三) 事業団の財務及び会計
1 事業団は、毎事業年度開始前に、当該事業年度の事業計画、予算及び資金計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならないものとする。

2 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、主務大臣の承認を受けなければならないものとする。

(四) 事業団の監督
事業団は、主務大臣が監督するものとし、主務大臣は必要があるとき、事業団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができるものとする。

(五) 主務大臣
主務大臣は、内閣総理大臣、郵政大臣及び人工衛星等の開発に係る事項を所管する大臣で政令で定めるものとする。

(六) その他
1 科学技術庁宇宙開発推進本部の廃止及び郵政省電波研究所の業務の一部の移行に伴う権利義務の承継等の措置その他所要の規定を置くほか、関係法律について所要の改正を行なうものとする。

2 この法律は、公布の日から施行するものとする。

二 議案の修正議決理由

人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケットの開発、打上げ及び追跡を総合的、計画的かつ効率的に行ない、宇宙の開発及び利用の促進に寄与する措置として、妥当なものと認めるが、事業団設立の目的について、平和の目的に限ることを明確にする必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十四年度一般会計予算総務府所管、科学技術庁に宇宙開発事業団出資及び助成に必要な経費として、三十億五千九百万円が計上されている。

右報告する。

昭和四十四年五月八日

科学技術振興対策特別委員長 石田幸四郎
衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

(目的)
第一条 宇宙開発事業団は、○平和の目的に限り、人工衛星打上げ用ロケットの開発、打上げ及び追跡を総合的、計画的かつ効率的に行ない、宇宙の開発及び利用の促進に寄与することを目的として設立されるものとする。

(小字は修正)

昭和四十四年五月九日 衆議院會議録第二十五号

九一八

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 四十円
（送料別）
発行所
東京都港区赤坂表町二番地 郵便番号 一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二（代）